

- 基準協会の動き
- 論説1 第三者評価で得たこと—存続し、繋げること—
- 論説2 ALOを経験して
- 協会から 自己点検・評価の質の向上を目指して

基準協会の動き

組織

● 評議員の選任について

去る6月15日（金）開催の第7回評議員会において、辞任に伴う後任評議員の選考が行われ、次表の方々が選任されました。

〈評議員 辞任〉

氏名	所属機関／職名
西塔 正一	釧路短期大学／前学長
法官 新一	八戸学院大学短期大学部／理事長
佐藤 尚武	滋賀短期大学／前学長
高坂 祐夫	大阪信愛学院短期大学／学長
森元 弘志	広島文化学園短期大学／理事長
小林 雅之	東京大学 大学総合教育研究センター／教授

〈評議員 就任〉

氏名	所属機関／職名
猪上 徳雄	函館短期大学／学長
浦田 広朗	桜美林大学大学院／教授
奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長
李木 経孝	広島国際学院大学自動車短期大学部／学長
鳴海 渉	聖和学園短期大学／学長
福井 洋子	大手前短期大学／学長

● 役員等の選任について

同評議員会において任期満了に伴う次期役員（理事・監事）の選考が行われ、次の方々が選

任されました。

また、同日開催の新役員による第3回臨時理事会において、定款に規定する代表理事として、理事長に関口修理事、副理事長に原田博史理事と中野正明理事が選定されました。

〈理事〉

（◎理事長、○副理事長）

氏名	所属機関／職名
◎関口 修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長
○原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長
○中野 正明	華頂短期大学／学長
秋山 元秀	滋賀短期大学／学長
麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長
石井 茂	大阪成蹊短期大学／理事長・総長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長
奥 明子	貞静学園短期大学／理事長・学長
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長
工藤 智規	東京電機大学／理事
小林 雅之	東京大学 大学総合教育研究センター／教授
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長
滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
田中 厚一	帯広大谷短期大学／学長
ジョイス・津野田幸子	ハワイ大学コミュニティカレッジズ／名誉総長
松ヶ迫和峰	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長

〈監事〉

齋藤 力夫	齋藤総合税理士法人／会長
谷本 栄子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
松岡 弘樹	東京交通短期大学／学長

●自己点検・評価委員会について

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正が行われ、認証評価機関自身が自己点検・評価を行い、その結果を公表することになりました。自己点検・評価を行うため制定された自己点検・評価委員会規程に基づき、6月の臨時理事会において、委員の選任が行われ、中野正明先生が委員長に指名されました。

〈自己点検・評価委員会〉

(◎委員長)

氏名	所属機関／職名
◎中野 正明	華頂短期大学／学長
冲永 佳史	帝京大学短期大学／理事長・学長
工藤 智規	東京電機大学／理事
小松 茂喜	日本私立短期大学協会／事務局長
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
田久昌次郎	いわき短期大学／学長
田中 厚一	帯広大谷短期大学／学長
松ヶ迫和峰	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長

中野正明委員長の下で委員会が開催され、自己点検・評価報告書案が取りまとめられ、9月20日開催の第31回理事会に報告し、承認されました。

●委員の補充について

認証評価委員会の委員の補充が次のとおり決まりました。

氏名	所属機関／職名
岡本 和夫	大学改革支援・学位授与機構／顧問

加藤 真一	金城大学短期大学部／理事長・学長
志賀 啓一	鹿児島女子短期大学／理事長
二木 寛夫	山口芸術短期大学／理事長

●平成31年度認証評価 評価校が決定しました

平成31年度認証評価は、去る6月6日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7月31日を期限として受付を行った結果、28校から評価の申込みがありました。9月20日に開催された第31回理事会において、28校を平成31年度の評価校とすることが決定しました。

事業報告・決算報告

●平成29年度事業報告及び決算報告が承認されました

去る5月24日（木）開催の第30回理事会及び6月15日（金）開催の第7回評議員会において、平成29年度の事業報告（案）及び決算報告書（案）が承認されました。詳細は本協会のウェブサイト（<http://www.jaca.or.jp/>）に掲載しておりますので、ご参照ください。

認証評価

●平成31年度認証評価 ALO対象説明会を開催しました

去る8月24日（金）、東京・一ツ橋の一橋講堂において、ALO対象説明会を開催しました。当日は、会員短期大学のALO（認証評価連絡調整責任者）及び学内の認証評価に携わる教職員等、217名が参加して、平成31年度認証評価についての説明が行われました。

平成 31 年度認証評価 ALO 対象説明会次第

「開会挨拶」

関口 修 氏 (短期大学基準協会 理事長)

「短期大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」

原田 博史 氏 (認証評価委員会 委員長)

「自己点検・評価報告書の作成及び平成 29 年度評価からみた留意点等について」

松ヶ迫和峰 氏 (短期大学基準協会 事務局長)

「事務的な留意事項について」

桜井 一江 氏 (短期大学基準協会 事業課長)

「訪問調査の対応等について」

松ヶ迫和峰 氏 (短期大学基準協会 事務局長)

「質疑応答」



(ALO 対象説明会の会場の様子)



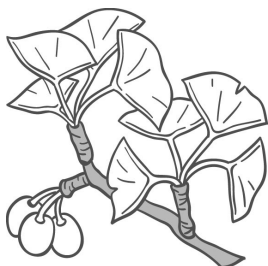
(質疑応答の様子)

●平成 30 年度認証評価の訪問調査が行われました

平成 30 年度認証評価の実施につきまして、各評価員は、7～8 月にかけて評価校から送付された自己点検・評価報告書について書面調査を実施し、9 月中旬に訪問調査を行いました。2泊3日の日程で評価チーム（4名）が評価校を訪問し面接調査、学内視察や学生インタビューを行いました。

●今後の評価スケジュール

- 10月 3 日……評価チームからの基準別評価票提出締切
- 10月 25 日……認証評価委員会分科会（意見交換・機関別評価修正版の作成）
- 11月 15 日……認証評価委員会分科会 全体会議（機関別評価原案の作成）
- 12月 10 日……認証評価委員会（機関別評価案の作成）
- 12月 13 日……理事会（機関別評価案の確定）
- 12月 17 日……評価校へ機関別評価案の内示
- 1 月中旬……内示に対する異議・意見申立ての提出締切
- 2 月上旬……認証評価審査委員会による審査（異議・意見申立てのあった場合）
- 3 月上旬……理事会（平成 30 年度機関別評価結果の決定）、評価校への機関別評価結果の通知
- 3 月下旬……評価結果の公表



ご報告

●ハワイ大学の Reed Dasenbrock 先生と懇談しました

去る 7 月 10 日（火）、ハワイ大学マノア校の Reed Dasenbrock 先生（chair of the WASC Accrediting Commission for Senior Colleges）を本協会にお招きしました。当日は、本協会の原田博史副理事長、麻生隆史理事、川並弘純理事、認証評価委員会の二木寛夫委員、行吉宜孝委員が出席し、米国四年制大学の認証評価システム等についてお話を伺いました。



（Reed Dasenbrock 先生との会合の様子）



（Reed Dasenbrock 先生と本協会出席者の懇談後の記念撮影）

●タスクフォース委員がアメリカを訪問しました

米国の大学の認証評価に関する資料収集・事情調査を行うため、タスクフォース委員が7月23日から27日の日程でハワイ大学カピオラニ

コミュニティカレッジ、ハワイ大学マノア校の訪問調査を行うとともに、大学認証評価に造詣の深いハワイ大学副総長の John Morton 博士を訪ねて、米国の大学認証評価についての実情などを伺いました。



(ハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジにて、Louise Pagotto 学長 (写真右側中央) との面談の様子)



(ハワイ大学マノア校にて、ハワイ大学全短期大学副学長 John Morton 氏 (写真前列右)、ハワイ大学マウイ校学長 Lui Hokoana 氏 (写真後列右から2人目)、同副学長 Jonathon McKee 氏 (写真前列左) と面談後の記念撮影)



(ハワイ大学マノア校 Dole Street Offices の建物前で本協会委員と、通訳のハワイ大学カピオラニコミュニティカレッジ佐藤准教授の記念撮影)

平成 29 年度事業報告

概要

一般財団法人短期大学基準協会では、平成 29 年度第三者評価（認証評価）を 48 短期大学に対して実施しました。評価の結果、48 短期大学は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。また、第 3 評価期間からの新評価システムに対応した短期大学の自己点検・評価活動及び認証評価が円滑に行われるよう、従来の ALO マニュアル及び自己点検・評価報告書作成マニュアルを見直し「評価校マニュアル」として取りまとめました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究の課題のもと、短期大学における学習効果測定法の研究開発を目的に平成 20 年度から短期大学生調査を実施してきましたが、平成 29 年度調査をもって研究開発としての実施を終え、10 年間の調査研究についての報告書を作成しました。新たな事業として短期大学卒業生調査の研究開発に取り組むことにしました。

第 3 評価期間から第三者評価の実施事業を認証評価の実施事業と改めることとし、定款の一部改正を行い、関係諸規程の改正も行いました。

文部科学省令の改正に対応し、認証評価機関として自己点検・評価を行うための規程を制定しました。また、認証評価における評価方法について、高等学校関係者からの意見聴取を行うことにしました。

学校教育法の一部改正により、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、また、短期大学設置基準の一部改正により、専門職学科の制度が新設されることになりましたので、専門職短期大学の認証評価の実施等について第三者評価委員会で検討を進めることにしました。

四年制大学の認証評価の実施について検討を行うため、第三者評価委員会の下に、大学認証評価検討タスクフォースを設置しました。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 29 年度末現在の会員は 289 校でした。

平成 29 年度の事業の内容は次のとおりです。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価（認証評価）の実施等

(1) 平成 29 年度第三者評価の実施

平成 29 年度第三者評価については、平成 28 年 5 月に全国の公・私立短期大学へ評価申込案内を送付し、7 月末に締め切った結果、49 校から評価の申込みがありました。その後 1 校から取り下げがあったため、評価校は 48 校となりました。

第三者評価実施に先立ち、平成 28 年 8 月 25 日に評価申込校の自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者（ALO）等を対象に「平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催して、本協会の目指す第三者評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

第三者評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから A グループ（理事長・学長等）54 名、B グループ（自己点検・評価活動に経験がある幹部レベルの教員）56 名、C グループ（自己点検・評価活動に経験がある中堅レベルの教員）54 名、D グループ（自己点検・評価活動に経験がある事務部門の責

任者) 54 名の計 218 名 (待機評価員 20 名を含む) を選出し、評価校 1 校につき 5 名又は 4 名の「評価チーム」を編成しました。

評価校 48 校の評価員を対象に平成 29 年 7 月 13 日及び 14 日の 2 日間、「平成 29 年度第三者評価 評価員研修会」を開催して、第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図りました。研修会終了後、評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9 月上旬から 10 月下旬まで 2 泊 3 日の予定で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。

第三者評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる 10 分科会を設け、11 月 14 日・15 日・16 日、11 月 30 日・12 月 1 日の 5 日間にわたって分科会を開催しました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と情報交換を行ったうえ、機関別評価原案を作成しました。

第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。12 月 14 日に開催された理事会で、評価校 48 校のうち 30 校については、機関別評価案の判定を適格とし、また、18 校は、法令違反等の問題があったため改善を促すこととし、改善条件を付して、その改善報告等を待って評価するとの機関別評価案が了承され、12 月 18 日に第三者評価委員会委員長から各評価校へ通知 (内示) しました。

内示に対して、異議申立ては 1 件もなく、9 校から表現等の訂正について意見申立てがありました。意見申立てについては、平成 30 年 1 月 25 日に開催された第三者評価委員会において、取り扱い案がまとめられました。2 月 6 日に第三者評価審査委員会が開催され、第三者評価委員会の意見申立てについての取り扱いの報告を行い確認がなされました。

1 月 25 日及び 2 月 15 日に開催された第三者評価委員会において、改善条件を付した評価校から提出された改善報告書・改善計画書等について審議を行い、改善報告を了承して、機関別評価案から条件付きの指摘を削除する修正をしました。改善計画については、計画を了承して 3 月に提出される改善報告を確認することになりました。

2 月 16 日の理事会では、第三者評価審査委員会の意見申立てについての確認に基づく表現等の訂正を行った機関別評価案並びに改善条件を付した評価校の改善報告及び改善計画等の審議を行い、それぞれ了承しました。

3 月 9 日の理事会において、3 月に提出される改善報告等を確認することとした評価校の改善報告が承認され、当該評価校の機関別評価案から条件付き指摘が削除した機関別評価結果案が承認されました。その結果、平成 29 年度の第三者評価結果は 48 校を適格と認定し、3 月 12 日に評価校へ評価結果を通知しました。

平成 29 年度第三者評価結果報告書 (CD - R) は、文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

(2) 平成 29 年度第三者評価の評価員研修会の実施

「平成 29 年度第三者評価 評価員研修会」は、平成 29 年 7 月 13 日・14 日の 2 日間にわたり開催しました。第 1 日目 (7 月 13 日) は、初任者対象 (出席者 163 名) として、第三者評価の概要や評価員の役割、短期大学設置基準等について研修を実施しました。第 2 日目 (7 月 14 日) は評価員全体 (出席

者 228 名) として、基準別評価票の作成、書面調査・訪問調査の留意事項、財務諸表の見方等の研修や各評価チームに分かれての打合せ等を行いました。

(3) 第 3 評価期間から適用する認証評価関連のマニュアル等の検討・改訂

第 3 評価期間から適用する認証評価要綱及び短期大学評価基準の制定に伴い、自己点検・評価報告書作成マニュアルの改訂を行いました。また、短期大学の自己点検・評価活動及び認証評価が円滑に行われるよう、ALO マニュアル及び自己点検・評価報告書マニュアルを見直し「評価校マニュアル」として取りまとめました。

(4) 第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会の実施

第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会を平成 29 年 8 月 25 日に開催しました。6 月に全国の公・私立短期大学へ案内を送付し、会員校 147 校、非会員校（公立短期大学）1 校、他関係機関等から合計 197 名の出席を得て、第 3 評価期間からの新システムに関して、認証評価要綱等の改定概要、短期大学評価基準、第 2 評価期間（平成 28 年度まで）からみた留意点等、評価校マニュアル等の説明を行いました。

(5) その他第三者評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますので、平成 29 年度第三者評価の評価員 203 名に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝のしるしとして評価員認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

短期大学間の相互評価のための情報提供などの支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供するため、4 月に会員短期大学へ相互評価に関する情報提供の調査を実施し、6 月に情報提供を承諾した短期大学へ相互評価に係るデータを一覧表にして提供しました。

相互評価の報告を、平成 22 年度から従来の冊子による配布に代えて本協会のウェブサイトに掲載しています。平成 29 年度に掲載したものは以下のとおりです。

1	広島文化学園短期大学と大手前短期大学（平成 29 年 6 月掲載）
2	徳島工業短期大学と北海道科学大学短期大学部（平成 29 年 7 月掲載）
3	浜松学院大学短期大学部と聖セシリア女子短期大学（平成 29 年 8 月掲載）
4	湊川短期大学と愛知学泉短期大学（平成 29 年 9 月掲載）
5	香蘭女子短期大学と高松短期大学（平成 29 年 10 月掲載）

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

平成 29 年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究

①「短期大学生調査」の事業化形態での実施とそれに伴う調査研究

調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」の課題のもと、「短期大学における学習効果測定法の開発」として「短期大学生調査（Tandaiseichosa）」を実施しています。

平成29年度の短期大学生調査（Tandaiseichosa）は、平成29年6月下旬に全会員校へ参加を募り、7月末までに57校（申込人数19,439名）からの参加申込があり、8月下旬に参加短期大学へ調査票等を送付し、9月から12月上旬の間に調査が実施されました。

調査結果については、平成30年2月に参加短期大学へ個別集計結果データ、希望する短期大学には学科・専攻課程別集計結果データを送付し、3月に全体集計結果を取りまとめた報告書を本協会のウェブサイトにて公表しました。

本調査では、入試方法や入学してきた目的、入学後に行った学習行動やその他の活動、回答時点の学習成果や短期大学に対する満足度や印象等の質問項目を設けており、調査結果から得られた学生の傾向から、より学生が授業に活発に参加できるように授業の形態を考えていく資料にもなります。調査は、吟味された項目によって精度の高い自己評価資料を取得できることから、自己点検・評価となって認証評価への対応に役立てられるだけでなく、自校の強みや弱みを把握してのマーケティングやエンロールドメント・マネジメントへの利用などのメリットがあり、かつ、全体結果自体は短期大学の実績を社会に示すことにもなります。

②「短期大学における学習効果測定法（短期大学生調査）の研究開発報告書」の刊行

平成20年度から10年間にわたり実施してきた短期大学生調査は、平成29年度の第10回をもって研究開発としての実施を終え、10年間の研究開発についての報告書を作成し、ウェブサイトに掲載しました。なお、短期大学生調査は、平成30年度から本協会の事業として実施していくことになり、平成30年3月の理事会において、調査の実施の理念や実施体制の定着を図るため、基本的な内容等を示した短期大学生調査実施要綱及び「短期大学生調査」における情報保護及び調査結果の活用に関する規程が制定されました。

③短期大学卒業生調査の研究開発

調査研究委員会では、卒業生調査の研究開発の方向性を探るため、卒業生調査に関するニーズ調査を保育者養成短期大学及び受け入れ先の幼稚園を対象にヒアリング調査を実施しました。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) ニュースレターの発刊

本協会の広報委員会は、年4回会報「ニュースレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしていましたが、経費削減等の点から平成29年度より発刊回数を年3回にすることにしました。平成29年度は次のとおり第80号までを発刊しました。バックナンバーは、本協会のウェブサイト（<http://www.jaca.or.jp/>）に掲載しています。

○第 78 号 (平成 29 年 5 月発刊)

- ・論説 1 「評価員を経験して」 佃 昌道
- ・論説 2 「評価員を経験して」 吉井珠代
- ・論説 3 「評価員を経験して」 土橋正文
- ・協会から 「自己点検・評価の向上を目指して」 福元裕二
- ・基準協会の動き 平成 28 年度第三者評価結果を公表、「短大生調査 2017 (*Tandaiseichosa 2017*)」の実施予告、各種委員会委員の決定、平成 29 年度事業計画及び収支予算、会員校の状況、会報の発行、事務局長の交代

○第 79 号 (10 月発刊)

- ・論説 1 「大学の自己変革と第三者評価」 友利 廣
- ・論説 2 「ALO を経験して」 山村穂高
- ・協会から 「自他共栄を目指すピアの認証評価」 佐久間勝彦
- ・基準協会の動き 評議員・理事・監事等の選任、平成 30 年度認証評価 評価校の決定、平成 28 年度事業報告及び決算報告、平成 29 年度第三者評価 評価員研修会の開催、第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会の案内、平成 29 年度第三者評価訪問調査の実施、一谷宣宏先生を偲んで

○第 80 号 (平成 30 年 2 月発刊)

- ・論説 1 「第三者評価で得たこと」 早坂三郎
- ・論説 2 「ALO を経験して」 大久保 等
- ・協会から 「自己点検・評価の質的向上を目指した認証評価のあり方」 麻生隆史
- ・基準協会の動き 平成 29 年度第三者評価委員会分科会を開催、機関別評価案の通知 (内示)、短期大学生調査 (*Tandaiseichosa*) の実施

(2) 第三者評価結果報告書 (CD) の刊行

前述 1 - (1) のとおり、「平成 29 年度第三者評価結果報告書 (CD - R)」は、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(3) 短期大学生に関する調査 (2017 年) 結果報告のウェブサイトへの掲載及び「短期大学生調査研究開発の成果報告書」の刊行

調査研究委員会が平成 20 年度から行っている短期大学生調査は、第 9 回目の調査結果を「短期大学生に関する調査研究—2017 年調査 全体集計結果報告—」としてまとめ、ウェブサイトに掲載しました。また、前述 4 - ②のとおり、「短期大学における学習効果測定法 (短期大学生調査) の研究開発報告書」を作成し、ウェブサイトに掲載しました。

(4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載

前述 2 のとおり、平成 29 年度に相互評価の報告のあった 5 組の成果をウェブサイトに掲載しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 定款の一部改正

平成 29 年 6 月 16 日の評議員会において、第 3 評価期間の平成 30 年度から適用する認証評価要綱等において、第三者評価の表現を認証評価に改めたことに伴い、本協会の事業を規定している定款第 4 条第 1 項第 1 号「短期大学の教育活動等についての第三者評価の実施」を「短期大学の教育活動等についての認証評価の実施」に改めることが承認されました。

(2) 認証評価機関の自己点検・評価

平成 28 年 3 月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準に適用するに際して必要な細目を定める省令の改正が行われ、平成 30 年 4 月から認証評価機関自身が自己点検を行い、その結果を公表することとなりました。加えて、各認証評価機関の自己点検・評価を確認する実施方針について、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会が自己点検・報告書の確認と必要に応じて情報交換を実施することとなっています。本協会の自己点検・評価の実施年度については、平成 30 年度に自己点検・評価を実施することとし、自己点検・評価を行うために自己点検・評価委員会を設置し対応していくこととなりました。

(3) 認証評価における外部関係者からの意見聴取

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日から、認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとなりました。12 月 14 日に開催された理事会において、本協会では、高等学校等関係者の出席を求め意見を聴くこととし、出席願う関係者には認証評価制度、認証評価の内容等を理解してもらうために、ALO 対象説明会への参加も依頼することにしました。

(4) 専門職短期大学等の認証評価

学校教育法の一部を改正する法律が成立し、平成 31 年 4 月 1 日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることになりました。12 月の理事会において、専門職大学及び専門職短期大学も、認証評価（機関別評価及び分野別評価）を受けなければならないとされているため、専門職短期大学の認証評価の実施について第三者評価委員会で検討を進めることになりました。

また、短期大学設置基準の一部改正により、平成 31 年 4 月 1 日より専門職学科の制度が新設されることになりました。この専門職学科制度の新設への対応等について第三者評価委員会において検討を進めることになりました。

(5) 大学の認証評価

12 月 14 日の理事会において、会員短期大学の約 6 割に併設する四年制大学があることから、第三者評価委員会の下にワーキンググループを設置して、四年制大学の認証評価の実施について検討を行うことが承認されました。2 月 15 日の第三者評価委員会において、同委員会に大学認証評価検討タスクフォースを設置しました。タスクフォース委員は次のとおりです。

No.	氏名	所属機関・職名	備考
1	川並 弘純	聖徳大学短期大学部 理事長・学長	主査
2	志賀 啓一	鹿児島女子短期大学 理事長	副主査
3	奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部 理事長	
4	加藤 真一	金城大学短期大学部 理事長・学長	
5	二木 寛夫	山口芸術短期大学 理事長	
6	行吉 宜孝	神戸女子短期大学 副理事長・法人本部長	

(6) ウェブサイトの整備充実

ウェブサイトには、会員校の状況、評議員・役員・各種委員会委員の変更、短期大学間相互評価の報告、評価員研修会・ALO 対象説明会等の開催案内及び配付資料、認証評価申込の案内、事業計画・収支予算、事業報告・決算報告、評価校アンケートの概要報告、短期大学生調査の参加募集、ニュースレターの掲載、第三者評価結果の掲載等の更新を行い（22回）、常に最新の情報を掲載しています。

(7) 認証評価機関連絡協議会への参画

本協会を含む認証評価機関 13 機関（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構 他）で組織する認証評価機関連絡協議会が平成 29 年 8 月及び平成 30 年 3 月の 2 回開催されました。2 回の会合では、文部科学省からの高等教育政策の動向等についての情報提供や認証評価における大学ポートレートの活用等の協議が行われました。

(8) 大学ポートレート運営会議への参画

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表など運営に関する事項を審議するために、国公立の大学・短期大学の団体、認証評価機関、大学改革支援・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団で構成する大学ポートレート運営会議が設置され、本協会からは原田博史副理事長が委員として出席しています。平成 29 年度は 9 月及び平成 30 年 1 月の 2 回運営会議が開催されました。2 回の会合では、大学ポートレートウェブサイト公表機能の改修や認証評価における大学ポートレートの活用等の協議が行われました。

(9) 機関別認証評価機関事務連絡会への参画

本協会を含む、機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構の 4 機関で、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題等について情報交換を行うため、定期的（年 4 回）に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催しました。また、連絡会では、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告をいただいています。

貸借対照表

平成30年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	45,674,517	43,689,478	1,985,039
前払金	1,223,725	1,220,833	2,892
流動資産合計	46,898,242	44,910,311	1,987,931
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	33,597,666	34,856,912	△ 1,259,246
減価償却引当資産	8,695,756	7,150,361	1,545,395
評価事業引当資産	157,000,000	147,000,000	10,000,000
特定資産合計	199,293,422	189,007,273	10,286,149
(3) その他固定資産			
建物付属設備	208,246	249,995	△ 41,749
什器備品	1,818,775	3,182,583	△ 1,363,808
ソフトウェア	431,169	571,007	△ 139,838
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他固定資産合計	10,378,190	11,923,585	△ 1,545,395
固定資産合計	309,671,612	300,930,858	8,740,754
資産合計	356,569,854	345,841,169	10,728,685
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,254,608	1,996,049	258,559
預り金	818,713	404,030	414,683
流動負債合計	3,073,321	2,400,079	673,242
2. 固定負債			
退職給付引当金	33,597,666	34,856,912	△ 1,259,246
固定負債合計	33,597,666	34,856,912	△ 1,259,246
負債合計	36,670,987	37,256,991	△ 586,004
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(165,695,756)	(154,150,361)	(11,545,395)
正味財産合計	319,898,867	308,584,178	11,314,689
負債及び正味財産合計	356,569,854	345,841,169	10,728,685

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[9,999]	[50,136]	[△ 40,137]
特定資産運用益	[18,898]	[17,441]	[1,457]
受取会費	[82,572,800]	[85,515,000]	[△ 2,942,200]
事業収益	[67,392,000]	[90,558,000]	[△ 23,166,000]
雑収益	[3,351,226]	[3,411,221]	[△ 59,995]
経常収益計	153,344,923	179,551,798	△ 26,206,875
(2) 経常費用			
事業費	[109,923,435]	[133,511,799]	[△ 23,588,364]
管理費	[32,106,799]	[32,565,930]	[△ 459,131]
経常費用計	142,030,234	166,077,729	△ 24,047,495
当期経常増減額	11,314,689	13,474,069	△ 2,159,380
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	[0]	[11]	[△ 11]
経常外費用計	0	11	△ 11
当期経常外増減額	0	△ 11	11
当期一般正味財産増減額	11,314,689	13,474,058	△ 2,159,369
一般正味財産期首残高	208,584,178	195,110,120	13,474,058
一般正味財産期末残高	219,898,867	208,584,178	11,314,689
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	319,898,867	308,584,178	11,314,689

コラム

靴を脱ぐ

旅行中に、靴を脱いでくつろぐ人が多いようです。勤務先でサンダルに履き替える人もいます。靴を買うときに、足に合うかでなく、見栄えが良いかで選ぶことも理由でしょう。欧州の考え方では、靴は起きてから寝るまで10時間は履くものですが、日本では家の中では靴を脱ぎます。10時間ぐらい飛ぶアメリカ便やヨーロッパ便などで、靴をはき続けるのは日本人にはきついです。日本人があまり乗らない大西洋便では、靴を脱ぐ客をあまり見かけません。

学校法人会計の「消費収支計算書」が「事業活動収支計算書」に変わりました。公益法人会計では「正味財産増減計算書」(上の表です。)を作成します。言葉は違いますが、考え方は似ています。(PHM)

論説 1

第三者評価で得たこと—存続し、繋げること—

小林 千 春 (戸板女子短期大学 学長)

はじめに

今年で創立 116 年を迎える戸板女子短期大学は、明治 35 年、東京都港区芝公園の地に戸板関子が設立した戸板裁縫学校を母体としております。戸板関子は、裁縫という技芸を職に繋げ、女性の自立と品格形成を目指しました。この「自立」は、精神的自立と経済的自立の両方を含んでおり、良妻賢母がよしとされた当時の日本においては、先進的な思想でした。一世紀を経た現在、政府の女性活躍加速の政策の下、日本の社会から専業主婦という言葉が消えつつある今日、女性の自立は必須のものとなりました。

本学は、創立者の建学の精神を大切に、女性の品格形成と経済的自立のための実学を教授する短期大学として現在は、服飾芸術科、食物栄養科、国際コミュニケーション学科の 3 学科で構成されております。学生の大多数は卒業後就職することを希望しており、各学科の学びと正課外活動によって、学生が 2 年間で効率的に学び、成長し希望の業界に就職できるよう教職員一丸となって取り組んでいる現状です。

1 前回の第三者評価から学んだこと

平成 29 年度第三者評価を受け、適格認定の評価を戴くことは、学長としての重要な責務の一つでした。前回本学が第三者評価を受けたのは、平成 22 年であり、当時の本学の状況は、現在の状況とは、大きく異なるものでした。この年は、四年制大学設置構想が頓挫した直後で、3 学科とも学生数が大幅に減少した状態であり、組織や財政面に多大な影響があった年で

した。平成 21 年に四年制大学設置申請を取り下げ、今後短期大学としてしっかりと生き残るために、「短期大学の存在意義と重要性」を学内で再確認しました。短期大学としての役割を真摯に果たすための改革を検討する「短大再生委員会」を設置し、私たち教職員は、必死で再生に向けて奮闘している最中でした。

当時、私は教務委員長と国際コミュニケーション学科長の二つの重責を担っておりました。第三者評価は、勿論、初めての経験であり、学長、ALO と共に、報告書執筆、訪問調査対応の準備に緊張し、懸命に取り組んだ記憶が今でも残っております。訪問調査にいらしてくださった先生方がしっかりと報告書を読み込み、厳しくも的確なご質問やご指摘を戴いたことで、その後のカリキュラム構築や学内組織構築に役立てることができ、担当いただいた評価員の先生方に感謝している次第です。

2 認証評価に係る準備と自己点検・評価体制、報告書作成について

① 研修会と説明会参加の重要性

今回の第三者評価にあたり、短期大学基準協会による「認証評価に関する ALO 対象説明会」、「評価員全体説明会」、及び文部科学省、日本私立短期大学協会、東京都私立短期大学協会主催の研修会には、法人事務局長、学長補佐、短大事務局長、ALO など可能な限り複数で参加をさせて戴きました。短期大学を取り巻く状況を客観的に把握するよい機会ですので、学内の多くの教職員で情報を共有する必要があると考えたからです。

そして、得た情報を逐次、自己点検・評価委員会、教授会等で共有し学内周知を図りました。とかく日々の業務に忙殺されがちな私たちですが、常に世の中の動きや高校生のニーズを知ることは大学運営に不可欠であるからです。私自身も研修会等に参加させていただく度に必ず得ることがありました。

②自己点検・評価体制報告書作成

学内における自己点検・評価の組織としては、学長を委員長とした「自己点検・評価教学委員会」と、理事長を委員長とした「自己点検・評価法人委員会」、そして理事長、学長、法人事務局長、ALO、短大事務局長、ALO補佐からなる「自己点検・評価本委員会」の3体制があります。加えて、区分に関する自己点検・評価のための観点についての検討のための作業連絡会を設置しました。

本格的な報告書作成準備は平成28年5月から行いましたが、自己点検・評価教学委員会、自己点検・評価本委員会、作業連絡会、研修等の報告会を含めると平成29年報告書作成時に至るまで、延べにして25回にわたり公式に開催しました。執筆内容の確認の段階で、観点のずれなどを互いにメール等で指摘しあいながら進める作業の過程で、問題点や課題に対しての共通認識を持つことにも役立ちました。

3 第三者評価を受けて得たこと

今回の認証評価で特に感じたことは、毎年、きちんとPDCAを回していくことの大切さと、常に世の中の動向に敏感になり学内での改革の手を緩めないことの重要性です。

2年前、学長に就任した際、産官学連携を重点事業の一つに掲げましたが、特に地域の港区との連携を強化してきました。そして今年7月、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（通称：Kissポート財団）と正式に協定締結に至りました。その他の港区との連携として、

例えば、港区みなとリサイクル清掃事務所、芝商店街、芝消防団（学生消防団員20名）などのプロジェクトやボランティア活動を積極的に行っています。評価員の先生方からも、「知性と品性を涵養し、女性的人格形成と自立を目指す」という建学の精神に沿った特色ある取り組みと評価して戴きました。今年は新入生120名以上ものボランティア希望者があり、この取り組みは着実に学内に根付いています。

前回の第三者評価から7年間、思い返せば、毎日が改革に明け暮れる怒涛の日々でした。平成21年に組織された「短大再生委員会」で、服飾芸術科と国際コミュニケーション学科においては、2年後就職したい業界を見据えた履修モデルを構築し、高校生にも学科の学びが理解しやすくしました。この履修モデルによる学びが、高校の先生方や高校生、保護者に認知され、しだいに学生数も増加し、入学者数も平成27年度から平成30年度まで連続で、3学科すべて定員充足するに至りました。

短期大学は2年間で教育の効果を出さなくてはならず、しかも、大学と専門学校との狭間、さらに専門職大学・専門職短期大学も加わり、しっかりとした個性を發揮しないと存在感が薄れてしまうという課題を抱えています。しっかりとした教育を施し、社会のためになる学生を輩出するという本学の建学の精神を胸に携え、日々の教育に活かすことが最も重要な使命であることを常に肝に銘じております。

そのためには、授業以外での正課外活動も必要です。本学においては、教職員一丸となって正課外活動の支援を行っています。評価員の先生方にもご説明しましたが、三つのポリシーの見直しと策定にあたり、現代版建学の精神ともいべきTOITA'S 7 PROMISESを策定しました。七つのキーワード、CURIOSITY, COMMUNICATION, SHARING, SINCERITY, ELEGANCE, FAIRNESS, HOSPITALITYには、創立者の思い、建学の精神、そして将来社会で

生きるために身に付けてほしい大切な要素が詰まっています。もちろん学生のみならず、本学にかかわるすべての教職員の胸に留めて欲しいメッセージでもあり、TOITA'S 7 PROMISESは、クリアーなケースに収められ学内の目に留まりやすい箇所に掲げてあります。

TOITA'S 7 PROMISES

戸板女子短期大学 115年目のAnniversary
建学の精神 現代版を策定しました



(TOITA'S 7 PROMISES)

おわりに

平成も終わろうとしている今日、明治以来の教育改革が実施されています。一方的な授業ではなく、双方向授業、アクティブラーニング、PBL (Project Based Learning) 等、教員にとっては自身が経験したことの無い授業を行うことを求められています。

今から、およそ30年前、私は米国の大学院で学んでいました。授業は、Flipped Learning (反転授業) が当然で、一週間で長編小説一冊を読んでくるというアサインメントが出され、その内容について、ディスカッションするというものが主流でした。英語が読めて書いても、聴いて話すことができなければ、授業に参加できないのだということにカルチャーショックを受けました。帰国して初めて講師として母校の教壇に立ったときから、現在に至るまで一貫して、学生たちに授業には受け身でなく積極的に参加するようと言いつけてきました。遅ればせながら、ようやく日本でも、授業は受けるものではなく、参加するものということが認知さ

れたのだと思います。

さて、欧米の教育に追従する形に教育改革は進んでいますが、果たして短期大学の置かれている状況はどうでしょうか。一億総中流といわれたひと昔前の日本社会とは違い、社会階層も多様化しています。2年間しっかり学び社会に出て働きたい、短期大学士という学位を取得し、将来可能ならばさらに上位の学位取得に臨みたいと希望する高校生は依然として一定数存在することも高校の先生方から伺っています。米国では、コミュニティカレッジやジュニアカレッジが厳然として存在し、その役割をしっかりと担っています。民主社会の中で選択肢が多いことは、社会を担う国民にとって決してマイナスではないということを行行政並びに広く多くの方々に理解してほしいと思います。

この第三者評価を受け、改めて建学の精神を大切にしながら、短期大学のもつ個性を社会に発信していく重要性を再確認しました。現在は、短期大学にとって、社会の風は逆風かもしれませんが、しかしながら、教育の価値、教育機関の存在意義は、四半世紀、半世紀、いや一世紀以上も経たのち、認められることが多くあります。私たち私学の教育機関に身を置くものは、創立者の想いを忘れることなく、その精神をしっかりと受け継ぎ、時代の流れに合うよう柔軟に進化しながら、後世に繋ぐ、という役目があるということを決して忘れてはいけません。

本務校での激務でご多忙の中、書面審査に時間を費やし、遠方より訪問調査のためにご来校



(戸板女子短期大学のキャンパス)

くださいました評価員の先生方に心から感謝を申し上げます。また、一般財団法人短期大学基

準協会の皆様の日頃からのご尽力、ご協力に厚く御礼申し上げます。

論説 2

ALO を経験して

近藤 鉄 浩 (宇部フロンティア大学短期大学部 教授・保育学科長)

はじめに

宇部フロンティア大学短期大学部（以下、本学）は、昭和 35（1960）年に創設された、西日本でも有数の歴史を持つ短期大学です。現在は保育学科、食物栄養学科の 2 学科で構成され、保育士・幼稚園教諭、栄養士の養成教育を行っております。第三者評価については、1 回目は平成 22 年度、2 回目は平成 29 年度にそれぞれ「適格」の認定を受けることができました。

1 第三者評価に向けた環境づくり

平成 26 年に ALO に任命された私は、1 回目の第三者評価では部分的な役割しか担っていなかったこともあり、自分自身が一から勉強するつもりで臨みました。ALO 対象説明会で得られる最新の情報と留意点をよく理解し頭に入れることは必須で、それらをいかに学内に周知するか考え、全学的な体制作りを図らなければなりません。

2 回目の第三者評価を受けるにあたり念頭に置いたのは、第 1 回目に指摘された「向上・充実のための課題」への対応、認証評価制度の学内への周知、自己点検・評価報告書の速やかな作成の 3 点です。前回とは異なる評価基準の構成や報告書の記載の仕方、第三者評価において何が求められているのかといったことを学内で共有し、教職員が自己点検・評価を意識す

るような環境作りに努めました。

2 評価を受けるまでの道のり

教授会等で教職員に対し認証評価制度の周知を図りつつ、中核となる自己点検・評価運営委員会で具体的な作業を進めていく訳ですが、その道のりは当初から思い描いたようには進みませんでした。学内の組織体制の変更や委員会メンバーの交代等により作業の連続性が保たれず、様々なスケジュールの変更を余儀なくされてしまいました。

その最たるものが自己点検・評価報告書の作成で、できるだけ分かりやすい形で各部署へ原稿依頼をすることや、実際に提出された原稿に全体的な記述の統一感を持たせること、提出資料や備付資料との整合性の確認等、締切を気にしながらの作業が続きました。各会議の議事録の作成や記録の保管といった書類の管理が滞っている面も散見されました。作業を進めながら、自分たちがいかに日頃から評価項目を意識していなかったか、自己点検・評価を他人事とする者がいなかったか、第三者評価への対応は担当者がやればよいと考えている者がいなかったかなど、日頃の取り組む姿勢が問われる機会が度々ありました。

そうした中で、徐々に学長を中心とする委員会体制が形作られていった訳ですが、7 年に 1

度というスパンをどう捉えるかが組織として問われること、全学的に行う作業はメンバー交代時の引き継ぎがいかに重要であるかといった点を再認識させられました。

3 訪問調査への対応

訪問調査は平成 29 年 10 月に行われました。学内に、評価員として他の短期大学の訪問調査をさせていただいた経験を持つ者が私を含めて 2 名いたことが非常に大きく、3 日間の具体的な中身をイメージしつつ臨むことができたように思います。

ただ、委員会メンバーで何度も推敲を重ね確認したつもりでも、提出した報告書や書類には、自分たちでは気付かなかった不備があったように思います。提出資料の差し替えや調査当日の追加資料のご要望など、評価チームの先生方には余計なお手間をおかけしてしまいました。評価員の立場からすれば、限られた時間の中で多岐にわたる項目を評価するために評価校に求めるのは何より資料の質であり、それなしには建設的な対話もできません。その意味で、本学は評価しづらい学校ではなかったかと反省しております。

そんな中であって、評価チームの先生方には熱心に調査いただき、本学なりに努力している点、今後改善が求められる点を丁寧に評価いただきました。教職員個人、あるいは個別の部署のレベルでの取り組みをいかに組織化するかが課題とのご指摘は、本学が抱える構造的な問題を言い表しており、全教職員が強く意識しなければならない点だと認識しております。

おわりに

第三者評価は、自分たちがこれまで何をしてきたのかを客観的に把握する機会です。第 3 評価期間に入り、今まで以上に教育の質保証に向けた取り組みが求められる中、成果を意識した教育、学生支援を行うことは、単に評価基準をクリアするためということにとどまらず、広く社会全体の中での短期大学の存在意義に関わることだと理解しています。第三者評価は評価する側もされる側も大変な負担を伴いますが、それらはすべて学生に還元されることを忘れてはならないと自らに言い聞かせております。

最後に、本学をご担当いただいた評価チームの先生方と短期大学基準協会の皆様に深謝申し上げます。

協会から



自己点検・評価の質の向上を目指して

一般財団法人短期大学基準協会 評議員
 認証評価委員会 委員
 大手前短期大学 学長
福井 洋子

ご高承のとおり、短期大学基準協会の「第三者評価」は、平成 30 年度から第 3 評価期間となり新たな認証評価システムが始まります。その改正の概要は次のとおりです。

①短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目とする。

②「学習成果」を獲得させるための、卒業認

定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価を取り入れる。

③自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価を行う。

④選択的評価であった「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」、「地域貢献の取り組みについて」を4基準の中に取り入れる。

これらの改正のなかで、特に私が注目しているのは「内部質保証」というキーワードです。基準協会の認証評価は、「短期大学の教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援すること」が目的ですので、当然、その前提として、各短期大学による質保証のための主体的、自主的な改革・改善が存在しなければなりません。その主たるものが自己点検・評価活動です。

内部質保証というのは、言い替えれば質保証のための自己点検・評価活動だといえるでしょう。それを実行するためには、「組織の整備・

責任体制の確立」、「エビデンス、データの把握」、「質保証の評価基準」、「PDCAサイクルのシステムの確立」などが必要になってまいります。

私どもの短期大学でも、微力ながら上記の体制を徐々に整え、内部質保証に努めておりますが、PDCAサイクルをいかに機能させるかというところが非常に重要かと思われます。その意味で「内部質保証機能を重視する」という評価ポイントは評価する側としても、評価される側としても、注目していきたいと感じております。

ところで、いま「評価する側としても、評価される側としても」と書きましたが、これはすなわち、認証評価活動がピア・レビューであることを表しています。認証評価活動は、同じ仲間が、お互いを高めあうために実施するものです。上位者が下位者に対して指示指導を行うものでは決してありません。お互い悩みを持つ者同士が、その解決策を模索しながら、実施するものであり、被評価者が評価者からの指摘に学ぶことは当然として、評価者も被評価者から学ぶことが数多くあります。私は、認証評価にあたっては、常々そのような姿勢を大切にしたいと考えております。

編集後記

今年は統計を開始してから最も暑いところが多く、暑すぎて蚊も飛ばなくなるような毎日でした。10月になって蚊が飛んでくると、夏が非常に暑かったことを思い出します。会員校、その他の関係者で、豪雨、高潮、河川の氾濫、地震、台風、停電などの被害をお受けになった皆様にお見舞い申し上げます。

本協会では、6月の評議員会では評議員の選任、理事・監事の選任があり、理事会で正副理事長が選定されました。新しい陣容で、今年度の活動を進めていきます。

「論説1」は、第三者評価を受けた短期大学の学長から、第三者評価で得たこと―存続し、繋げること―について書いていただきました。「論説2」は、第三者評価を受けた短期大学のALOに、その経験について書いていただきました。「協会から」は、評議員の方に、自己点検・評価の向上を目指して、今後の取り組むべきことについて書いていただきました。

皆様の参考になれば幸いです。

(PHM)

編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11
第2星光ビル6階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp
URL: //www.jaca.or.jp/